

呉市・音戸町合併協議会
呉市・倉橋町合併協議会
呉市・蒲刈町合併協議会
呉市・安浦町合併協議会
呉市・豊浜町合併協議会
呉市・豊 町合併協議会

第 6 回 合同 会議 会 議 録

(平成 1 6 年 3 月 2 日)

呉市・音戸町合併協議会
呉市・倉橋町合併協議会
呉市・蒲刈町合併協議会
呉市・安浦町合併協議会
呉市・豊浜町合併協議会
呉市・豊 町合併協議会

呉市・音戸町合併協議会
呉市・倉橋町合併協議会
呉市・蒲刈町合併協議会
呉市・安浦町合併協議会
呉市・豊浜町合併協議会
呉市・豊 町合併協議会

第6回合同会議 会議録

と き 平成16年3月2日(火曜日)

ところ シティプラザカンコー 4階 瑞雲の間

出席委員

(呉 市)	(音戸町)	(倉橋町)	(蒲刈町)
小笠原臣也	川岡孝美	石橋杉嘉	柴崎龍雄
川崎初太郎	下垣内清	中田正志	村松弘康
赤松俊彦	岡本義明	宮西正司	山木巧
中田清和	新谷勝利	上瀬雅晴	岡本智恵子
下西幸雄	幸城和俊	原明	大久保正孝
岩原 椋	原田公明	黒野國良	馬場照雄
石崎元成	室澤喜洋	宮浦宣政	木村正雄
岩城公順	坪井秀則		兼田定夫
梅河内秀登	武田安代		高岡忍
喜田晃江			

(安浦町)	(豊浜町)	(豊 町)
沖田範彦	狭間襄治	長本 憲
坂井紀明	隠地忠爾	大町武之
森本茂樹	土佐 武	大道洋三
渡邊隆司	伊藤圭一	本末 満
榎木和一	西永英典	廿日出真二
林田浩秋	西野國定	長浜要悟
藤登哲郎	坂 孝好	琢明知之
岸本美代子	大奈良 靖	村尾征之
堀尾忠男		築山トヨコ

出席顧問

三上忠彦

説明員

芝山公英

佐々木寛

海田茂

小田明博

是方英司

小林一司

西野智

北村英樹

金子直樹

会議に付した事件

(協議事項)

行政制度等に関する協議事項

[継続協議項目]

協議第27号 教育・文化・スポーツの振興について

協議第28号 人権行政の取扱いについて

協議第29号 コミュニティの振興等について

協議第30号 水道事業の取扱いについて

協議第31号 下水道事業の取扱いについて

協議第32号 消防・防災体制整備について

協議第34号 公共料金等の取扱い

(1) 保育料

(2) 介護保険料

(3) 国民健康保険料

(4) 水道料金

(5) 下水道使用料等 公共下水道事業
集落排水事業

午後 4時00分 開会

芝山事務局長 それでは、おそろいになりましたので、ただいまから呉市と6町との合併協議会を始めさせていただきたいと思っております。

はじめに、会長でございます小笠原臣也呉市長よりごあいさつをいただきたいと

存じます。よろしくお願いいいたします。

小笠原会長 それでは、一言ごあいさつを申し上げます。

皆様方におかれましては、大変お忙しい中、第6回合併協議会合同会議に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

各町の皆様方とは、2月16日から20日にかけて第2回目となります個別協議会を開催し、独自事業の取扱いについて御確認いただくとともに、建設計画につきましては具体的な実施事業や財政計画について御確認をいただき、現在、広島県への事前協議を行っている段階でございます。

さて、本日は前回2月6日の合同会議において調整方針案を提案させていただきました教育・文化・スポーツ振興、コミュニティ振興などのほか、公共料金等の取扱いなど、計7項目につきまして御協議をいただく予定としております。どの項目も住民生活に身近で影響の大きいテーマでございます。各町におかれましては、慎重に御検討をいただいたことと思っております。

次回の3月25日、第7回の合同会議を行政制度調整の最終リミットとしてお示しをしているところでございますが、ほとんどの項目について本日の合同会議におきまして御確認をいただき、実り多い結果を導き出していただけるものと信じております。どうか円滑に協議が進みますよう御協力のほどお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。

芝山事務局長 ありがとうございます。

それでは、協議会開会に当たりまして、進行を小笠原会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいいたします。

小笠原会長 それでは、ただいまから呉市・音戸町合併協議会、呉市・倉橋町合併協議会、呉市・蒲刈町合併協議会、呉市・安浦町合併協議会、呉市・豊浜町合併協議会、呉市・豊町合併協議会第6回合同会議を開会いたします。

本日の会議録署名者として、呉市の岩原委員、音戸町の新谷委員、倉橋町の宮西委員、蒲刈町の岡本委員、安浦町の渡邊委員、豊浜町の伊藤委員、豊町の本末委員を指名いたしますので、よろしくお願いい申し上げます。

本日の協議事項に入ります。

なお、本日の議事の進め方については、前回2月6日、事務局から提案のありました協議第27号教育・文化・スポーツの振興についてから協議第34号公共料金等の取扱いについてまでの7件について、1項目ずつ確認してまいりたいと思っております。

その際、まず各町長さんに町としての集約された御意見をいただき、各町ごとといたしますか、各法定協議会ごとにお諮りしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいいたします。

また、委員の皆様をお願い申し上げますが、発言をされる際には、最初に市町名と氏名を言っていただき、マイクを使用して発言していただきますようお願い申し上げます。

それでは、協議第27号教育・文化・スポーツの振興についてを議題といたします。事務局から本件の説明を願います。

佐々木事務局次長 それでは、第6回合併協議会合同会議協議事項という資料を

お願いします。

行政制度等に関する協議ということで、2月6日の第5回の合同会議において事務局案を提案した内容でございます。

それでは、2ページめくっていただきまして、協議第27号教育・文化・スポーツの振興についてでございます。

これは、小学校、中学校を拠点とした学校教育の振興をはじめ、公民館、図書館等とともに、運動広場とか体育館、プールが各町にございます。合併に伴いまして、これら芸術文化の振興やスポーツ振興など引き続き生涯学習の推進を図る必要がございます。それとともに、これまで各町が整備してこられました各施設につきましても、呉市が引き継ぎまして維持管理、整備に努めていくことになろうかと考えております。

また、教育委員会につきましては、呉市教育委員会として一本化されまして、町地域の特色を生かしながら引き続き教育・文化・スポーツの振興を図っていくことになるものと考えております。

そこで、調整方針案でございますが、「原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業、制度等については、町地域の学校教育、社会教育、文化・スポーツ振興事業の推進が図られるよう協議調整を行うものとする。学校教育施設、文化スポーツ施設等は、現行のとおり呉市が引き継ぎ、維持管理、整備に努める」ということを提案させていただきました。

なお、個々具体的な制度調整案につきましては、前回お配りした別冊の調整調書に記載しております。

以上でございます。

小笠原会長 それでは、その後いろいろ検討いただき、また協議、調整をさせていただいていると思いますので、各町の町としての御意見をいただきたいと思っております。

まず、音戸町の川岡町長さんからお願いをいたします。

川岡副会長 音戸町長の川岡でございます。

教育・文化・スポーツにつきましては、調整方針で異議はございませんが、3点ほど要望を申し上げさせていただきたいと思っております。

まずは協議事項の5ページ、A3の調整調書では56ページにあります児童・生徒の遠距離通学援助制度についてでございます。現在、音戸町では、バス通学の中学生に対し、定期券購入費の2分の1を補助いたしております。調整方針案では、当面現行のとおりとすると、このようにございますけれども、17年4月を目標に3校の中学校を1校に統合する予定になっております。また、数年先には、小学校の統廃合もする計画がありますけれども、統廃合をするに当たっては、定期券購入費の全額補助が前提条件となっております。円滑に統廃合を進めていくためには、この前提条件を満たすことが不可欠であるということを御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

2点目でございますけれども、協議事項の9ページ、調整調書でいいますと57ページの奨学資金貸付事業でございます。調整方針案では、町制度は廃止すると、こ

うなっておりますけれども、この奨学資金の財源は奨学金貸付事業に賛同いただきました皆様からの寄附でございます。呉市の制度として奨学資金制度を廃止することは、いたしかたないものと思っておりますけれども、寄附をしていただいた方々の意向もでございますので、運用方法につきましては検討してまいりたいと思っておりますので、その点御理解くださいますようよろしくお願いいたします。

3点目でございますが、協議事項にはございませんが、A3の調整調書69ページにある地域史の編さんでございます。現在、音戸町では、編集委員の先生方をお願いして来年度末の完成を目指して音戸町史、今回は親しみの持てるようなものになっておりますけれども、これを編さんしております。このために、地元の文化保護委員会を中心に古い資料なども集めていただいておりますので、今後民俗編、資料編などについても御検討いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

小笠原会長 今、川岡町長の方からお話がありました3つの点の要望については、事前に聞かせていただいておりますので、調整をさせていただきますので、そういうことにこたえていきたいというふうに思っております。

それでは、音戸町と呉市の委員さんにお諮りをいたします。

本件については、事務局案のとおり決定するというところでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 御異議がないようでございますので、事務局案のとおり決定させていただきます。

続きまして、石橋町長さん、倉橋町としての御意見をいただきたいと思っております。

石橋副会長 倉橋でございます。

協議第27号の教育・文化・スポーツの振興についてでございますが、この点につきましては御異議ございません。

ただ、先ほど音戸町からもお話がございましたように、奨学資金についても倉橋町も音戸町と同じような立場でございますので、音戸町と同じように考えていただきたいと、このように、我々もこの運用方法につきましては検討していく考えでありますので、御了解していただきたいと思っております。

それと、通学の問題でございますけれども、これも音戸町と同じで、先ほど先般からもお話しいたしますように、これは統合問題に関して約束済みの事業でございますので、この点も十分考慮して守ってやっていただきたいと、この2点だけ、音戸町と同じでございますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。終わります。

小笠原会長 わかりました。

それでは、お諮りをさせていただきますが、倉橋町と呉市の委員さん、本件につきましては、事務局案のとおり決定するというところでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 御異議がないようでございますので、事務局案のとおり決定させていただきます。

続きまして、柴崎町長さん、蒲刈町としての御意見をいただきたいと思います。

柴崎副会長 この教育・文化・スポーツの振興について、うちの委員さん、何か意見はありますか。

小笠原会長 町としての集約された御意見をお願いしたいと思います。

木村委員 蒲刈町の木村でございます。

教育・文化・スポーツの振興についてというところでございますが、第5回の合同会議において提案いただきました行政制度調整調書にあります教育の複式学級解消のための非常勤講師派遣の中で、蒲刈町においては小学校の複式学級を解消するために、町講師を2名採用しております。また、現在の2校の学校統合も検討しているところではありますが、呉市においては教育推進のための非常勤講師は廃止となっておりますが、合併建設計画にも記載されているように、教育力の向上を図るために複式学級の回避は必要と考えます。呉市制度を適用統一するという調整方針案は、講師の配置を検討していただけるものと解釈してよろしいのでしょうか。この点について、ぜひ2名の講師の配置について御配慮をお願いしたいと思います。

小笠原会長 事務局から説明がありますか。

太田学校教育課次長 教育委員会の学校教育課の太田でございます。

ただいまの複式学級解消のための非常勤講師の配置につきまして、呉市では委員さん御案内のとおり、いわゆるきめ細かな指導等を実施する教科指導の充実を図るという目的で教育推進加配講師の制度を設けております。そういったことで、いわゆる複式学級での授業を改善していくという方向でこの呉市の制度を活用いただくように調整してまいりたいというふうに考えておるところでございます。よろしくお願いいいたします。

小笠原会長 御理解いただけましたでしょうか。

柴崎副会長 確認させていただきます。

複式学級の回避を含めて教育推進のための非常勤講師を配置ということでの適用ということですので、特に意見はありません。

小笠原会長 それでは、お諮りをさせていただきますが、蒲刈町と呉市の委員さん、本件につきましては、事務局案のとおり決定するというところでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 ありがとうございます。それでは、御異議がないようでございますので、事務局案のとおり決定させていただきます。

続きまして、沖田町長さん、安浦町としての御意見をいただきたいと思います。

沖田副会長 安浦町の沖田でございます。

協議第27号の教育・文化・スポーツの振興については、安浦町では反対が1人あ

りましたが、そのほか賛成ということで一応認められておりますけれども、その中で、学校の現場においてお願いしたい点が2点ほどありますので、これを申し述べさせていただきます。

まず、適応指導教室の継続設置をお願いしたいということが1点目、それから学校司書制度の堅持ということで、これは全国的に言葉の教育が推進される中で、学校司書の役割が非常に重要になっております。安浦の司書制度は、今後の教育の流れに沿うような形で行っておりまして、これを存続していただきますとともに、呉市もぜひこの制度を取り入れられるように、全校でこの読書教育が活性化するように配慮していただきたいという、この2点をお願いとして申し述べさせていただきましたので、どうぞよろしく願いいたします。

小笠原会長 御要望として受けとめさせていただいて、この件について安浦町と呉市の委員さんにお諮りをいたしますが、本件につきましては、事務局案のとおり決定するというところでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 御異議があるという発言がありましたので、それでは本件につきましては、挙手により採決をさせていただきます。

呉市と安浦町の委員さんにお諮りをいたします。

本件につきましては、事務局案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

小笠原会長 挙手多数。よって、本件は事務局案のとおり決定されました。続きまして、狭間町長さん、豊浜町としての御意見をいただきたいと思っておりますのでお願いいたします。

狭間副会長 豊浜町の狭間でございます。

豊浜町は、調整方針に異議ありません。

小笠原会長 それでは、豊浜町と呉市の委員さんにお諮りいたします。

本件につきましては、事務局案のとおり決定するというところでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 御異議がないようでございますので、事務局案のとおり決定させていただきます。

続きまして、長本町長さん、豊町としての御意見をいただきたいと思っております。

長本副会長 豊町の長本でございます。

町としての意見を言う前に、字句の問題について少し再確認をしておきたいと思っております。

1 ページ(3)の下から2行目、「廃止あるいは段階的、経過的な措置を検討していくこととする」というこの言葉の問題でございますが、経過的な措置ということにつきましての再確認でございます。私ども3年間で廃止するという意向であると伺っているんですが、事によっては人件費等を考えたときに、2年間満額いただいて、トータルでは3年間より少ないという経過的な措置というのは金額でいくのか、3年間なら3年間でという部分で区切ってしまうのか、そのあたりはまだ検討の余地が、交渉の余地がある。基本的に3年間であるということだけで納得していいのかどうか、ちょっとそのあたりの字句の解釈の問題を少し御説明していただいたらと思います。よろしく申し上げます。

小笠原会長 経過措置の考え方について、事務局の方から説明してください。

佐々木事務局次長 はい、わかりました。これは、行政制度全般に関して一定の方向性を出していくということが必要でございますので、3点ほど掲げさせていただいたものでございます。その中で、町の独自の制度については、廃止または段階的経過的な措置を検討していくということでございまして、これは一定の方向性を言わせていただいているものでございます。町地域のそれぞれの実情がございしますので、それを把握してから個別協議させていただく中身だと思います。

それと、特に補助金等につきましては、呉市と同じような老人クラブとか子ども会、体育協会とか、そういう同じ団体があるものにつきましては、団体への補助金という中身でございますので、これにつきましては3年の経過措置をとらせていただきたいという思いでございます。それ以外につきましては個々の制度の中身を見させていただきながら双方で協議をしていくということでございます。年数を設けているわけではございませんので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

長本副会長 ありがとうございます。

協議第27号につきましては、豊町としては調整方針どおり御異議ございません。

小笠原会長 ありがとうございます。

それでは、豊町と呉市の委員さんにお諮りをいたします。

本件については、事務局案のとおり決定するというところでよろしゅうございませうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 御異議がないようでございますので、事務局案のとおり決定させていただきます。

続きまして、協議第28号人権行政の取扱いについてを議題といたします。

事務局から本件の説明を願ひます。

佐々木事務局次長 それでは、11ページをお願いします。

協議第28号人権行政の取扱いについてでございます。

これにつきましては、各町にあります隣保館や教育集会所を拠点としまして、人権を大切にしたまちづくりの推進に引き続き努めていきたいと考えているものでございます。また、あわせて呉市が取り組んでおります男女共同参画社会のまちづく

りも全市的に推進していきたいと考えているものでございます。

そこで、調整方針案でございますが、「原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業、制度等については、町地域の人権政策、啓発事業の推進が図られるよう協議調整を行うものとする」ということでございます。

個々の具体的な制度調整案につきましては、別冊の調整調書に記載してあるとおりでございます。

以上でございます。

小笠原会長 それでは、各町の町としての御意見をいただきたいと思います。

まず、音戸町の川岡町長さんからお願いします。

川岡副会長 音戸町長でございます。

人権行政の取扱いにつきましては、全く御異議ございません。

小笠原会長 それでは、音戸町と呉市の委員さんにお諮りいたします。

本件につきましては、事務局案のとおり決定するというところでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 御異議がないようでございますので、事務局案のとおり決定させていただきます。

続きまして、石橋町長さん、倉橋町としての御意見をいただきたいと思います。

石橋副会長 倉橋町の石橋です。

協議第28号の人権行政の取扱いについては、御異議ございません。

小笠原会長 それでは、倉橋町と呉市の委員さんにお諮りいたします。

本件につきましては、事務局案のとおり決定するというところでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 御異議がないようでございますので、事務局案のとおり決定させていただきます。

続きまして、柴崎町長さん、蒲刈町としての御意見をいただきたいと思います。

柴崎副会長 人権行政の取扱いについては、蒲刈町としては特に意見はありません。

小笠原会長 それでは、蒲刈町と呉市の委員さんにお諮りいたします。

本件につきましては、事務局案のとおり決定するというところでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 御異議がないようでございますので、事務局案のとおり決定させて

いただきます。

続きまして、沖田町長さん、安浦町としての御意見をいただきたいと思います。

沖田副会長 協議第28号人権行政の取扱いについては、1人の反対者がおりましたが、調整方針どおりでいくということで決まっておりますので、御報告いたします。

小笠原会長 それでは、安浦町と呉市の委員さんにお諮りをいたしますが、本件につきましては、事務局案のとおり決定するということによろしゅうございますか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 御異議がありますか。

榎木委員 ええ、あります。一応、反対の理由を明確にしときます。

協議第27号の分は、明確に言う時間を与えられなかったんですが、学校給食がなくなるということで反対したわけです。この人権問題については同和対策事業特別措置法が終わって数年になるんですが、いまだにこういう補助金を出しよる。このことはどういう弊害があるかということがはっきりしておるので、差別行政の最たるもので、これについては反対を明確にしときます。

小笠原会長 安浦町の委員さんより反対意見がございますので、本件につきましては挙手により採決をいたします。

呉市と安浦町の委員さんにお諮りいたします。

本件につきましては、事務局案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

小笠原会長 挙手多数。よって、本件は事務局案のとおり決定されました。

続きまして、狭間町長さん、豊浜町としての御意見をいただきたいと思います。

狭間副会長 協議第28号につきましては、異議ありません。

小笠原会長 それでは、豊浜町と呉市の委員さんにお諮りいたします。

本件につきましては、事務局案のとおり決定するということによろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 御異議がないようでございますので、事務局案のとおり決定させていただきます。

続きまして、長本町長さん、豊町としての御意見を申し上げます。

長本副会長 協議第28号人権行政の取扱いについては、調整方針どおり御異議ございません。

小笠原会長 それでは、豊町と呉市の委員さんにお諮りいたします。

本件につきましては、事務局案のとおり決定するということによろしゅうござい

ますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 御異議がないようでございますので、事務局案のとおり決定させていただきます。

続きまして、協議第29号コミュニティの振興等についてを議題といたします。
事務局から本件の説明を願います。

佐々木事務局次長 それでは、16ページをお願いします。

協議第29号コミュニティの振興等についてでございます。

各町の自治組織には、それぞれ規模等に違いがございますが、新呉市として同じ自治会組織として一体的な運営をしていく必要がございます。このあたりを理解いただきながら、合併までにあるいは合併後も引き続きスムーズな運営ができるよう協議調整を図っていきたいと考えております。また、行政懇談会の開催等につきましても、住民からの相談や要望等が聞けるようなシステムづくりを行っていきたいと考えているところでございます。

そこで、調整方針案でございますが、「原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業、制度等については、町地域のコミュニティ活動事業等の推進が図れるよう協議調整を行うものとする」ということでございます。

個々の具体的な制度調整案につきましては、別冊の調整調書に記載させていただいているとおりでございます。

以上でございます。

小笠原会長 それでは、各町の町としての御意見をいただきたいと思えます。

音戸町の川岡町長さんからお願いします。

川岡副会長 音戸町でございます。

コミュニティ振興等につきましては、異議はございませんが、1点だけお願いをさせていただきます。

合併後には自治意識の高揚が必要不可欠であり、住民、地域住民自らの活動がますます重要になると私は常々考えております。そういう意味で、先般提案のあったまちづくり協議会は、大変重要な役割であると同時に大きな期待をいたしております。現在、音戸町では町内14区の区長さん方を中心とした地域のコミュニティ活動が展開されておりますけれども、音戸町の区の組織と呉市の自治会組織とは若干の違いがあるのではなかろうかというように思っております。地域コミュニティの育成、振興のために、市長さんを初め担当部局や支所で何とぞ支援していただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

小笠原会長 それでは、音戸町と呉市の委員さんにお諮りをいたします。

本件につきましては、事務局案のとおり決定するということによろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 御異議がないようでございますので、事務局案のとおり決定させていただきます。

続きまして、石橋町長さん、倉橋町としての御意見をいただきたいと思います。

石橋副会長 石橋でございます。

協議事項の協議第29号のコミュニティ振興等については、御異議ございません。

ただ、先ほど音戸町からもお話ございましたように、同じような状況の中でございまして、この問題のまちづくり協議会について、しっかりと市と町との協議を重ねてもらい、町にふさわしいような協議会をつくっていただきたいと、このように思うわけでございますので、よろしく願いいたしたいと思います。終わります。

小笠原会長 今、まちづくり協議会のお話がありましたけれども、本当に知恵を出していい形のをそれぞれつくっていただきたいと思っております。

それでは、倉橋町と呉市の委員さんにお諮りをいたします。

本件につきましては、事務局案のとおり決定するというところでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 御異議がないようでございますので、事務局案のとおり決定させていただきます。

続きまして、柴崎町長さん、蒲刈町としての御意見をいただきたいと思います。

柴崎副会長 協議第29号については、調整方針案どおり特に意見はありません。

小笠原会長 それでは、蒲刈町と呉市の委員さんにお諮りをいたします。

本件につきましては、事務局案のとおり決定するというところでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 御異議がないようでございますので、事務局案のとおり決定させていただきます。

続きまして、沖田町長さん、安浦町としての御意見をいただきたいと思います。

沖田副会長 安浦町です。

協議第29号のコミュニティの振興等については、反対者が1名おりましたが、そのほかの全員が調整方針どおり異議がないということでございます。

ただ、修繕費とか若干そういったことでの制度の違いがありますので、ここにもうたってありますように、協議調整を行うものとするということでございますから、この点をよく御配慮いただきたいと思います。

小笠原会長 はい。安浦町の委員さんで反対の意見の方。

榎木委員 合併後のまちづくり協議会で、住民自治云々と言って非常にコミュニ

ティの重要性を強調しておきながら、一方では自治会館の建設については、どの町も町で土地買ったりつくったりしよんですが、呉市はスズメの涙ほどの補助金で、維持管理費も地元ということで、コミュニティ推進に逆行したようなこのような問題については、やはりしゃんしゃん大会じゃないので明確に反対しときます。

小笠原会長 安浦町の委員さんより反対意見がございますので、本件につきましては、挙手により採決をさせていただきます。

呉市と安浦町の委員さんにお諮りいたします。

本件につきまして、事務局案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

小笠原会長 挙手多数。よって、本件は事務局案のとおり決定されました。

続きまして、狭間町長さん、豊浜町としての御意見をいただきたいと思えます。

狭間副会長 豊浜町でございます。

協議第29号につきましては、異議はありません。

ただし、先ほど音戸町と倉橋町の町長さんがおっしゃいましたように、1点だけ私もお願いがございます。

やはりまちづくり協議会というものは、これは大切なものだと思っております。と申しますのは、呉市と豊浜町、各町とも多少の温度差があると思えます。呉市さんは、ボランティアがすばらしい市だと聞いておりますし、私たちのところはやや劣っていると思えます。これをいかに近づけるかということがこれから大切だと思っておりますし、それにつきまして自治組織づくりとはどういうものか十分に呉市さんと協議させていただきまして、地域に合った、なるべく呉市さんの方に近づくような自治会づくりをしたいと思えますが、ひとつその辺を御配慮をお願いをしたいと思えます。よろしく申し上げます。

小笠原会長 御要望は受けとめさせていただきます。

それでは、豊浜町と呉市の委員さんにお諮りをいたします。

本件につきましては、事務局案のとおり決定するというところでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 御異議がないようでございますので、事務局案のとおり決定させていただきます。

続きまして、長本町長さん、豊町としての御意見を申し上げます。

長本副会長 私もまちづくり協議会について、御意見申し述べさせていただきたいと思えます。地域審議会というのをつくらないかわりに、こうした気楽な協議会をつくって各地区の意見を聞きたいという方向だろうと思うんですが、やはり我々が合併した後、建設計画の進行状況とか、さまざまな状況というのがどう変化しているかという意見を述べていきたいという気持ちがございます。したがって、

このまちづくり協議会という会を行政の中でどういうふうに位置づけしていただけるかというのがまだ少し見えてない気がいたしますので、これからの中で協議会と行政とをどういうふうに連携し合うかっていう部分についての議論の場をつくっていただきたいというふうに御要望しておきたいと思います。

協議第29号につきましては、調整方針案どおり御異議ございません。

小笠原会長 本当にこのまちづくり協議会にかける皆さん方のお気持ちはずっと聞かせていただきまして、ちょっと気楽にとおっしゃったんですけど、そういうつもりではありませんで、むしろ実質的に効果のある協議会、弾力性のある協議会というつもりで今までお諮りをさせていただいておりますので、しっかりとこの協議会の意義が発揮されるように努めていきたいと思います。

それでは、豊町と呉市の委員さんにお諮りいたしますが、本件につきましては、事務局案のとおり……。

発言ございますか。

はい、どうぞ。

大道委員 豊町の大道でございます。

まちづくり協議会というのが立ち上がると、その資金というのは地域振興基金の運用益を充てるという御説明が第1回目の個別会議にありまして、そのときにもいろいろ話が出たんですけども、改めてこの制度上の問題としてお聞きいたします。

この基金は、呉市の持ち出しの基金なのか、この合併をうまく進めるための国からの基金なのかということをはっきりお聞かせ願いたい。国からということは聞いておりますが、その辺ははっきりしてください。

そして、この基金は運用益だけを使うべきものの基金なのか、その基金自体の使い方はどのようになっているのか、そして基金の運用期間はどういうふうになっているのか、国のものでしょうから制度上できちっとしてと思いますので、その辺の御説明をお願いしたいと思います。

小笠原会長 今までも説明してきたと思うんですが、改めて事務局の方から。

佐々木事務局次長 この地域振興基金というのは、御存じのように合併町地域の合併後の新市の一体性を促進するために使うということで、合併特例債を使わせていただきまして、基金の造成をするということになっております。この運用益を見込んで一般会計で予算化をしまして、それぞれのまちづくり協議会で行う地域振興事業の補助金として使っていただければと考えているものでございます。そういう意味では、この運用益を予算化することによって各町地域の協議会で年間の事業計画等を立てていただきながら、その運営費や事業費として呉市が助成をしていきたいと考えているものでございますので、その辺のところを御理解いただければと思っております。

以上でございます。

大道委員 ちょっとよくわかんないんだけど、特例債として基金が入るんですか。そして、そうするとその辺の、ちょっともう少し。

佐々木事務局次長 基金を積み立てる原資に起債を借り入れるということで、合併特例債を借りて、原資をつくり出して、それを基金造成の原資にしていくという

ことでございます。そうすれば交付税措置が70%ありますので、有利な基金の積み立てになっていくということでございます。

大道委員　そういうことで、これは何年の運用益かわかりませんが、私の感じでは10年かなと思ったりするんですけども、10年でいいんですか、運用益の使い道というのは。まちづくり協議会に対する運用益を使いなさいということですね。この期間は、制限が永遠ですか、それとも制限があるんですか。

佐々木事務局次長　当面、5年から10年ということで、特に定めているわけではございませんので、一応の目安としては10年程度を目安にしている……。

大道委員　5年と10年とは倍半分で非常に大きいんですけども、10年というふうに考えていいですか。住民に説明する場合は、10年は大丈夫だというふうに、はっきりと言ってよろしいかどうか。

佐々木事務局次長　そのように見込んでいるところでございます。

大道委員　はい、わかりました。

小笠原会長　よろしいですか。

それでは、改めて豊町と呉市の委員さんにお諮りをいたします。

本件につきましては、事務局案のとおり決定するということによろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長　御異議がないようでございますので、事務局案のとおり決定させていただきます。

続きまして、協議第30号水道事業の取扱いについてを議題といたします。

事務局から本件の説明を願います。

佐々木事務局次長　それでは、協議資料の25ページをお願いいたします。

協議第30号水道事業の取扱いについてでございます。水道料金は別にしまして、各町が行っておられます水道事業につきましては、合併と同時に現行のとおり呉市が施設、事業とも引き継ぎまして、住民への給水を引き続き行っていきたいと考えております。

そこで、調整方針案でございますが、「町の水道事業は現行のとおり呉市が引き継ぐものとする」ということでございます。

以上でございます。

小笠原会長　それでは、各町の町としての御意見をいただきたいと思っておりますので、音戸町の川岡町長さんから順次お願いをいたします。

川岡副会長　協議第30号水道事業の取扱いについては、異議はございません。

小笠原会長　それでは、音戸町と呉市の委員さんにお諮りをいたします。

本件につきましては、事務局案のとおり決定するということによろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 御異議がないようでございますので、事務局案のとおり決定させていただきます。

続きまして、石橋町長さん、倉橋町としての意見を申し上げます。

石橋副会長 石橋でございます。

協議事項第30号の水道事業の取扱いについては異議はございません。

小笠原会長 それでは、倉橋町と呉市の委員さんにお諮りいたします。

本件につきましては、事務局案のとおり決定するということによろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 御異議がないようでございますので、事務局案のとおり決定させていただきます。

続きまして、柴崎町長さん、蒲刈町としての御意見を申し上げます。

柴崎副会長 本件については、特に意見はありません。

小笠原会長 それでは、蒲刈町と呉市の委員さんにお諮りいたします。

本件につきましては、事務局案のとおり決定するということによろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 御異議がないようでございますので、事務局案のとおり決定させていただきます。

続きまして、沖田町長さん、安浦町としての御意見を申し上げます。

沖田副会長 協議第30号の水道事業の取扱いについては、1人の反対がありましたが、あと残りの皆さんは調整方針どおりでいいじゃないかということでもございました。

小笠原会長 これについて、反対の御意見がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 それでは、安浦町と呉市の委員さんにお諮りいたします。

本件につきましては、事務局案のとおり決定するということによろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 御異議がないようでございますので、事務局案のとおり決定させていただきます。

続きまして、狭間町長さん、豊浜町としての御意見を申し上げます。

狭間副会長 豊浜町でございます。

協議第30号につきましては、異議はございません。

小笠原会長 それでは、豊浜町と呉市の委員さんにお諮りいたします。

本件につきましては、事務局案のとおり決定するということによろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 御異議がないようでございますので、事務局案のとおり決定させていただきます。

続きまして、長本町長さん、豊町としての御意見を申し上げます。

長本副会長 協議第30号につきましては、調整方針どおり異議ございません。

小笠原会長 それでは、豊町と呉市の委員さんにお諮りをいたします。

本件につきましては、事務局案のとおり決定するということによろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 御異議がないようでございますので、事務局案のとおり決定させていただきます。

続きまして、協議第31号下水道事業の取扱いについてを議題といたします。

事務局から本件の説明を願います。

佐々木事務局次長 それでは、同じ25ページでございます。

協議第31号下水道事業の取扱いについてでございます。

下水道使用料は別としまして、各町が現在取り組んでおられます下水道事業につきましては、合併後も引き続き新市の財政状況等あるいは各町地域の整備計画等を十分に把握しながら、継続して整備を行っていきたいと考えているものでございます。

そこで、調整方針案でございますが、「町の下水道事業は現行のとおり呉市が引き継ぎ、整備を図っていくものとする」ということでございます。

以上でございます。

小笠原会長 それでは、各町の町としての御意見をいただきたいと思います。

音戸町の川岡町長さん、申し上げます。

川岡副会長 音戸町といたしましては、下水道事業の取扱いについては異議はございません。

小笠原会長 それでは、音戸町と呉市の委員さんにお諮りいたします。

本件につきましては、事務局案のとおり決定するということによろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 御異議がないようでございますので、事務局案のとおり決定させていただきます。

続きまして、石橋町長さん、倉橋町としての御意見をいただきたいと思います。

石橋副会長 倉橋でございます。

協議事項の協議第31号の下水道事業の取扱いについては御異議ございません。

ただ、この問題につきまして、協議第34号の中で公共料金のおきをお願いをしておきたいと思いますので、この協議第31号については御異議ございません。

小笠原会長 はい、わかりました。

それでは、倉橋町と呉市の委員さんにお諮りいたします。

本件につきましては、事務局案のとおり決定するという事によろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 御異議がないようでございますので、事務局案のとおり決定させていただきます。

続きまして、柴崎町長さん、蒲刈町としての御意見をいただきたいと思います。

柴崎副会長 蒲刈町としては、協議第31号については調整方針案どおり特に意見はありません。

小笠原会長 それでは、蒲刈町と呉市の委員さんにお諮りいたします。

本件につきましては、事務局案のとおり決定するという事によろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 御異議がないようでございますので、事務局案のとおり決定させていただきます。

続きまして、沖田町長さん、安浦町としての御意見を申し上げます。

沖田副会長 協議第31号の下水道集落排水事業の取扱いについては、どうしても手を挙げとうないという人が1人おりましたけれども、調整方針どおり賛成ということで認めていただいております。

小笠原会長 それでは、安浦町と呉市の委員さんにお諮りをいたします。

本件につきましては、事務局案のとおり決定するという事によろしゅうございますか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

榎木委員 助成制度が、この協議第31号の中では使用料とか助成基盤整備、維持

補修など協議するというようなことを書いておんですが、安浦町の特別委員会では供用後はこの助成制度は打ち切るというようなことをはっきり言われたので、これは今後相当問題が出るということで反対いたします。

小笠原会長 安浦町の委員より反対意見がございましたので、本件につきましては挙手により採決いたします。

安浦町と呉市の委員さんにお諮りいたします。

本件につきましては、事務局案に賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

小笠原会長 挙手多数。よって、本件は事務局案のとおり決定されました。

続きまして、狭間町長さん、豊浜町としての御意見をいただきたいと思います。

狭間副会長 豊浜町でございます。

協議第31号につきましては、異議ありません。

小笠原会長 豊浜町と呉市の委員さんにお諮りいたします。

本件につきましては、事務局案のとおり決定するという事によろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 御異議がないようでございますので、事務局案のとおり決定させていただきます。

続きまして、長本町長さん、豊町としての御意見をいただきたいと思います。

長本副会長 協議第31号下水道の事業の取扱いについては、調整方針どおり御異議ございません。

小笠原会長 それでは、豊町と呉市の委員さんにお諮りをいたします。

本件につきましては、事務局案のとおり決定してよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 御異議がないようでございますので、事務局案のとおり決定させていただきます。

続きまして、協議第32号消防・防災体制整備についてを議題といたします。

事務局からの説明を願います。

佐々木事務局次長 それでは、26ページをお願いします。

協議第32号消防・防災体制の整備についてでございます。

これにつきましては、現在呉市が受託したりあるいは近隣町と広域処理をして取り組んでおられますが、合併に伴いましては、消防団の統合、再編も含めまして呉市の一帯地域として消防・防災体制の整備を図っていきたいと考えております。呉市の消防本部が所管して、安全で安心なまちづくりを目指していきたいと考えてい

るところでございます。またさらに、防災計画の見直しも行っていく必要がございますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

それで、調整方針案でございますが、「町地域の消防、救急救助等については、呉市消防本部、呉市消防局が所管するものとする。町の消防団は全団員を呉市の消防団組織に統合し、再編整備していくものとする」ということでございます。

以上でございます。

小笠原会長 それでは、各町の町としての御意見をいただきたいと思います。

音戸町の意見を川岡町長さんお願いします。

川岡副会長 本件につきましては、委員さんの方から要望があるということで、よろしく願いいたします。

新谷委員 音戸町の新谷でございます。

この文言に「再編整備していくこととする」となっているところは、多分近い将来に各分団を縮小といいますか、統合し、団員の削減ということだろうと思います。私ども音戸町におきましては、平成10年に385名おった団員を3年かけて、100名の削減を行ったところでございます。呉市におきましては、消防体制が非常に整っており、火災の通報がありますと二、三分すれば現場に到着するのが呉市であろうかと思いますが、私ども島しょ部におきましては地域性がございまして、いかに常備消防といえども場所によりましてはやはり10分から十二、三分かかるというのが現状でございます。県の消防協会の方からも、合併は賛成するが団員の削減については行うべきでないという文書が私どもの方に参っておりますし、この辺もよく考慮していただきまして、できるだけ地域性を考慮していただきまして団員の削減はできるだけ行わないように要望して終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

小笠原会長 各町とも消防団員の数はかなり多うございますけれども、今おっしゃったような地域の事情がありますので、十分そこは実情を勘案して調整をさせていただきたいと思っております。

それでは、音戸町と呉市の委員さんにお諮りいたします。

本件につきましては、事務局案のとおり決定するというところでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 御異議がないようでございますので、事務局案のとおり決定させていただきます。

続きまして、石橋町長さん、倉橋町としての御意見を申し上げます。

石橋副会長 倉橋でございます。

協議第32号の消防・防災体制整備については、呉市長さんは市民の安全確保のために呉市消防で実施する意思が強いようでございますので、この点につきましては御異議ございません。

ただ、我々は江能広域の中にまだ入っておりますので、この江能広域としっかりと協議していただいて、早く決定していただきたい。そうしますと、我々は現在、

江能広域の中で江能4町と音戸町、倉橋町で1つになっておりますので、我々は呉市へ行くとしたら、不義理のないような話をしていかなきゃいけないと、このように考えておりますので、早急に結論を出していただきたいと思います。

また、もう一件、先ほど音戸町の消防団長の議長さんからお話がございましたように、消防体制を強化するという事で御協力お考え願いたいと思います。終わります。

小笠原会長 音戸町と倉橋町は、今まで江能と一体でやってこられたという経緯があり、江能の各町も合併に向けて協議しておられますので、早急に私も協議を真剣にさせていただいて、スムーズに移行できるようにしたいと思っておりますから、よろしくお願いをします。

それでは、倉橋町と呉市の委員さんにお諮りいたします。

本件につきましては、事務局案のとおり決定するという事でよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 御異議がないようでございますので、事務局案のとおり決定させていただきます。

続きまして、柴崎町長さん、蒲刈町としての御意見をいただきたいと思います。

柴崎副会長 特に意見はありません。

小笠原会長 それでは、蒲刈町と呉市の委員さんにお諮りいたします。

本件につきましては、事務局案のとおり決定するという事でよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 御異議がないようでございますので、事務局案のとおり決定させていただきます。

続きまして、沖田町長さん、安浦町としての御意見をいただきたいと思います。

沖田副会長 協議第32号消防・防災体制整備につきましては、1人の反対者がおりましたが、調整方針どおりで結構ですという意見が多うございましたので、報告します。

小笠原会長 それでは、安浦町と呉市の委員さんにお諮りをいたしますが、本件につきましては、事務局案のとおり決定するという事でよろしゅうございますか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 異議ありですか。

はい。

榎木委員 先ほど言われた再編整備という問題で、この文面からして、安浦町の

実態をどのようにするかという具体的なものが見えんということで、一応反対の表明ときます。

小笠原会長 安浦町の委員より反対意見がございますので、本件につきましては、挙手により採決をさせていただきます。

安浦町と呉市の委員さんにお諮りをいたします。

本件につきましては、事務局案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

小笠原会長 挙手多数。よって、本件は事務局案のとおり決定されました。

続きまして、狭間町長さん、豊浜町としての御意見をいただきたいと思えます。

狭間副会長 豊浜町でございます。

協議第32号につきましては、異議ありません。

広域消防につきましては、私たち豊浜町も加入させていただいているわけでございます。この点につきまして大変感謝いたしておりますが、2名の委員より、要望、お願いがございます。よろしくをお願いいたします。

西永委員 豊浜町の西永でございます。

御存じのように、私どもの豊浜町はまだ離島でございます。ここの調整方針を見ますと、消防团组织は統合しということでございますが、統合については何ら異存はございませんが、再編整備をしていくというところでございます。いつごろどういふふうな形で再編整備されていかれるのか、詳しいことは私もまだ知りませんが、せめて橋がかかるまでは、今の呉市消防に委託している段階だけではとても、御存じのよううちの島も3つの島に分かれております。それぞれの島がございます。地域性でいいますと、斎島などは大変御高齢の方も消防団に入って、もう時間が早い船で行っても20分、ちょっと普通の船ですと30分以上かかります。でも、そういう方が地域を守るために消防団として高齢の方が残っていただいております。再編されるときにはそういうところもひとつ御考慮いただきながら、それからせめて橋がかかって本土より、呉市より応援が来ていただけるような状況になるまでは、今の体制、どうしてもそれまでには高齢でどんどん消防団員も減っていきます。自然減で減ってはいきますが、減っていきながらも今の体制でやっていただくように要望をひとつしておきますので、よろしくをお願いいたします。

小笠原会長 もうひとかた、何か御意見があるんですか。よろしいですか。

土佐委員 失礼します。豊浜町の土佐武でございます。

今、うちの町長が申されましたように、常備消防大崎下島出張所ができて、地域住民の方は安心、安全な暮らしということで大変感謝をしております。ありがとうございます。

そこで要望でございますが、東消防署、大崎下島出張所には、救急救命士の資格を持っている方がおりません。なにぶん離島で傷病者を救急車、また船で川尻まで搬送いたしまして、また川尻の消防署から救急車に積みかえて労災病院なり国立病院なり行くのが現状で、またヘリコプター等もございまして、なにぶん時間がかか

りますので、傷病者が病院に行っても助かる命が助からなかったり、仮に命がつながっても後遺症が残って正常な生活ができないという恐れがありますので、ぜひともこの点をお願いいたします。

2番目といたしまして、それに関連するんでございますが、高規格の救急車の整備をぜひとも。この2点を私たち町民の念願で、また大崎下島といいましたら、豊、豊浜、両町の住民が大変熱望して、一刻も早い、私たち消防、昔の消防人としてぜひとも命を助けたい、自分を犠牲にしてでも助けたいという精神に、信念でございますので、この点だけはぜひとも皆様方の御尽力でよろしくをお願いいたします。終わります。

小笠原会長 消防組織の再編整備、具体的な目標を今定めているわけではございませんので、今橋がかかるまではというお話もございましたけれども、とにかく各町通じて言えることは、地域の実情をしっかりと踏まえて消防・防災体制の力が落ちないように調整をさせていただきたいと思っておりますから、よろしく申し上げます。

それから、土佐委員からお話がありました件は、なかなかすぐに対応できるかどうかという問題がありますが、将来の方向としてはそのようにしていかなければいけないと思っておりますので、努力してまいります。

それでは、豊浜町と呉市の委員さんにお諮りをいたします。

本件につきましては、事務局案のとおり決定するというところでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 御異議がないようでございますので、事務局案のとおり決定させていただきます。

続きまして、長本町長さん、豊町としての御意見をいただきたいと思います。

長本副会長 消防・防災体制につきましては、調整方針どおり御異議ございませんが、私の方からも先ほどと同じような御要望をさせていただきたいと思います。

これから全国の類似都市を参考に定数の削減をするんだというふうなことを幹事会で話し合われておるといふふうに聞いております。そうした中で、やはり各町を一律に人口割や面積割で案分するということなく、各地域の実情を十二分に配慮していただきたいと思いますというお願いでございます。高齢化率が50%を超える中で、地域の安全確保のためには献身的に活動している消防団が最も大きな役割を担っているわけございまして、今後南海地震などの大規模な災害発生も危惧されておりますので、地域の安全確保には適切な年齢構成による団員の確保は不可欠だろうというふうに思います。先ほど、市長さんがそのような方向で調整するというお話でございましたので、安心しておりますが、私の方からもお願いをしておきたいと思っております。

小笠原会長 はい、しっかりと。

何かほかに御意見ありますか。

大道委員 今の町長の話で十分なんですけど、もう少しつけ加えさせてください。

再編整備ってというのが、即、団員の定数減というふうに結びつくのがいかなものかと思っております。幹事会等で説明があったのは、今2,169名っていうのを1,800名程度に減少したいと、いずれは。その理由は、類似自治体がそういう定数だからということだそうでございます。今国会で審議してます国民保護法案という外国からの攻撃とか大規模テロに対する国民をいかに守るかっていう法案がこれから審議されるようでございますけれども、そのときの住民の避難誘導は消防団、自主防災組織に託すというふうな話が出ております。

ちなみに、新聞記事でございますが、境港市の場合は消防団員1人当たり341名の住民を避難誘導しなくちゃいけないと。これは、実際不可能であるというふうな記事もあります。私なりに計算しましても、今呉市の団員が816名、これを20万という人口で単純に割りますと245名というふうな方になります。その方を避難誘導するというような事態を想定していると、逆にそういう状況がこれから日本というのは迎えようとしているということで、国の方が心配しております。そういう中において、消防団とか自主防災組織が本当に充実をしなくちゃいけないと、本当の国民の安全は保てないというのが今国の状況であるというふうなことでございまして。そういった意味のことも十分考えて、定数減というのが、これよく役人の方がうちもそうですけども、類似自治体と同じようなことっていつも、水戸黄門の印籠じゃございませんけど、そういう言葉よく使うんです。ああそうか、そうかってことで、いつもそれで負けるわけですけども、類似自治体がこうだからという発想じゃなくして、地域の実態はどうかっていうことで、やはり消防団というのは非常に地域にとって安全を確保するのに非常に重要な組織でございますので、その辺を本当に発想の転換をお願いしたい。再編整備が定数減というふうに結びつかないようにお願いいたします。

小笠原会長 はい、どうぞ。

長浜委員 豊町の長浜です。

内容的には同じなんですけど、もうちょっと細かく御説明申し上げたいと思います。

ちょっと先走って申しわけございませんが、次のページの自主防災組織の呉市が行っている事業内容、自主防災組織が行っている事業内容、防災知識の普及、風災害の予防、防災訓練の実施、防災資機材の整備等々、加えて私どもの消防団は、例えば行方不明者が出ると消防団が駆り出されます。また、台風等の被害がありますと、消防団が駆り出されて、いわばボランティアですけども、消防団員がその対策に当たります。あるいは後始末にも当たります。自主防災組織でもあるんです。もしお金の問題で再編しなければならぬとしたら、私どもにはこの自主防災組織に充てるお金を消防に充てていただければそれで十分でございますので、どうぞ消防団を現在のまま、先ほど西永委員からも出ましたが、自然減というのはしょうがないにしても、ほかの類似組織と比較して多いからとかというふうな議論ではなくて、実態をよく把握した上で議論を進めていただければと思います。補足の補足で申しわけございません。

以上です。

小笠原会長 実態はよくわかります。今まで常備消防は蒲刈町、下蒲刈町はあり

ませんでしたし、それから豊浜町、豊町には橋がかかってないわけですから、そういう事情もありますし、そんなことを、また倉橋の方にしても非常に遠距離であったり集落がばらばらで距離もあるというようなこともあります。そういうようなすべての事情を十分踏まえまして、さっきも言いましたように消防・防災機能が低下することのないように、調整をしていきたいと思しますので、機械的一律にというような考えは、遠い将来みんな条件が同じになれば別として、そういうことは考えておりませんので、了解をいただきたいと思します。

それでは、豊町と呉市の委員さんにお諮りいたします。

本件については、事務局案のとおり決定するというところでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 御異議がないようでございますので、事務局案のとおり決定させていただきます。

続きまして、協議第34号公共料金等の取扱いについてを議題といたします。

なお、本件につきましては、(1)保育料から(5)下水道使用料等までを一括して御審議いただきますようお願いいたします。

事務局から本件の説明を願います。

佐々木事務局次長 それでは、31ページをお願いします。

協議第34号公共料金等の取扱いにつきまして、31ページから36ページまで、それぞれ保育料、介護保険料、国民健康保険料、水道料金、下水道使用料等につきまして、基本的には、呉市の基準に、料金体系を統一していくということを前回提案させていただきました。

その中で、35ページの公共下水道事業につきましては、調整方針案の中に「下水道事業受益者負担金及び水洗便所改造資金貸付制度については、呉市の制度に統一するものとする」というのをつけ加えさせていただきました。

それと、36ページの集落排水事業の調整方針案の中の「集落排水事業分担金は、当面現行のとおりとし、3年を目途に制度の統一を図るものとする」ということで、追加の調整方針案を掲げさせていただいたところでございます。

以上でございます。

小笠原会長 それでは、各町の町としての御意見をいただきたいと思します。

まず、音戸町の川岡町長さんからお願いします。

川岡副会長 協議第34号公共料金等の取扱いにつきましては、異議はございません。

小笠原会長 それでは、音戸町と呉市の委員さんにお諮りいたします。

本件につきましては、事務局案のとおり決定するというところでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 御異議がないようでございますので、事務局案のとおり決定させていただきます。

続きまして、石橋町長さん、倉橋町としての御意見をいただきたいと思います。

石橋副会長 倉橋でございます。

協議事項の協議第34号の公共料金等の取扱いについては、異議はございませんけれども、お願いが1件あります。倉橋町は今、公共下水道をやっております。その中で、一集落の全部済んでいるところだったら呉市と同じで結構ですよと言うんですが、半分だけ、今の受益者負担を今うちが決めて出しております。これが何年か後にはこうなっていくんだということでやっておるわけなんですけれども、合併いたしましても、当面まだ工事が済んでおりません。ということから、町としては町のこの受益者負担は現行どおりにやっていただきたいということなんです。そうしないと、来年合併して制度統合しますと、今までやっている人とそれから入った人もありますし、来年に下がるんであったらもう一年待ってうちは来年やろうかというようなことが起きて大変困りますので、その点についてもお願いをしているわけでございますので、よろしくお願いしたいと思います。終わります。

小笠原会長 そのお話は前回から聞いておりまして、同一地域が終了するまでというお話でございますね。その地域が終わるまでということですよ。

石橋副会長 終わった段階で考えていきたい。

小笠原会長 はい。現行の高い方のままだでもいいというお話なんで、それでは倉橋町と呉市の委員さんにお諮りいたします。

本件につきましては、事務局案のとおり決定するというところでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 御異議がないようでございますので、事務局案のとおり決定させていただきます。

続きまして、柴崎町長さん、蒲刈町としての御意見をお願いしたいと思います。

柴崎副会長 協議第34号の公共料金については、副議長の岡本委員の方から意見を述べますので、よろしく申し上げます。

岡本委員 蒲刈の岡本です。

公共料金の取扱いの中で、保育料についてですが、町内には現在2カ所の保育所があります。呉市には公立、私立の保育所と私立の幼稚園があり、保護者が選択して入所、入園させることができますが、蒲刈町には公立の保育所のみで幼稚園がなく、選択することができないなど、呉市との違いがあります。本町が保育料を軽減している背景には、中山間地域として若者の定住促進や地域の活性化を図るための政策として実施しているものであります。この軽減による制度がなくなることは、地域の衰退にもなりかねません。中山間地域の実情等を御配慮いただき、激変緩和の措置として何らかの対策を御検討くださいますようお願いいたします。

小笠原会長 今、御要望として聞かせて……。

柴崎副会長 はい、それで保育料につきましてたゞいま岡本委員が申し上げましたように、もう少し協議をする必要がありますので、継続協議をお願いしたいと思います。

小笠原会長 それでは、本件につきましては、その点で蒲刈町さんの了解が得られませんでしたので、継続協議として今後調整を行っていきたいと思います。

続きまして、沖田町長さん、安浦町としての御意見をいただきたいと思います。

沖田副会長 協議第34号の公共料金等の取扱いにつきましては、1人の反対者を除いて全員が調整方針どおりで結構ですということでございます。

小笠原会長 それでは、安浦町と呉市の委員さんにお諮りしますが……。

どうぞ。

榎木委員 この問題は、さっきの合同会議でも出たんですが、呉市の議員さんから、1市8町が合併することによって呉市がどれだけの負担増になるかというような話が出て、事務局も明確に答えなかったわけですが、ともあれこれは一番重要なことで、今個々に並べとる数字は、安いところがある、高いところがある、しかし合併することによってこの数字が完全に変わってくるわけで、今日の合同会議にきちんとこのようになるというものを出すべきなのに、ただ保育料とかもろもろのこの問題については呉市に基準に統一するというだけで、現段階では呉より安浦の方が何ほ安い、ああうちは何ほ安いというような判断になっとるわけで、この水道事業とか下水事業の分だけ急いで計算したら、今日の1市6町の中で計算した場合は、約2億1,600万円呉市の負担が増える。合併することによって負担が増えるということになれば、呉市もこれでいいわけない。当然、全体を1つにまとめるために見直すわけで、その中で数字がきちっと出るわけで、そういうものを出して議論するならええが、安いじゃけえええじゃろうというような形で、合併後の負担増が今の安いところは相当増えてくるわけで、そういう住民の困る問題は伏せてわからんようにしとる。こういう不誠実なやり方については、とてもじゃないが賛成するわけにはいかんということをつけ加えときます。

小笠原会長 それでは、安浦町については反対の御意見がありましたので、呉市と安浦町の委員さんにお諮りをいたしますが、本件につきましては挙手により採決をさせていただきたいと思います。

本件につきまして、事務局案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

小笠原会長 挙手多数。よって、本件は事務局案のとおり決定されました。

それでは続きまして、狭間町長さん、豊浜町としての御意見をいただきたいと思ひます。

狭間副会長 豊浜町でございます。

協議第34号の公共料金等の取扱いについてでございますが、異議ありません。

小笠原会長 それでは、豊浜町と呉市の委員さんにお諮りいたします。

本件につきましては、事務局案のとおり決定するという事によろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 御異議がないようでございますので、事務局案のとおり決定させていただきます。

続きまして、長本町長さん、豊町としての御意見をいただきたいと思っております。

長本副会長 協議第34号につきましては、調整方針どおり御異議ございません。

小笠原会長 それでは、豊町と呉市の委員さんにお諮りいたします。

本件につきましては、事務局案のとおり決定するという事によろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 御異議がないようでございますので、事務局案のとおり決定させていただきます。

以上で協議事項を終わらせていただきます。

続きまして、次第5のその他でございますが、事務局から報告事項がございますので、資料を配付いたします。

それでは、事務局から説明を願います。

佐々木事務局次長 個人市町村民税均等割の税率についてという内容の資料をお配りしたと思っております。これにつきましては、今までの合併協議の中で、合併特例法の規定に基づきまして地方税の税率の異なるものについては、合併する日が属する年度及びこれに続く5カ年度は不均一課税を実施するという事と協議をしてまいりました。しかし、国の方の動きとしまして、平成16年度に税制改正が行われまして、個人市町村民税均等割の標準税率が年額3,000円に統一されるという動きがございます。そうしますと、合併協議の中で均等割については不均一課税をするということを書いてきましたが、この中身が変わってくるということになりますので、いま一度その確認をしていただきたいと思ひまして、報告をさせていただいたところでございます。この地方税法の改正案は、3月末の国会で承認される予定と聞いておりますので、呉市は現在2,500円ですが、これが3,000円に、町の方は現行2,000円が3,000円になるということでございますので、このような動きがあるということをお報告させていただきました。

以上でございます。

小笠原会長 この件につきまして、御意見なり御質疑なりありましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

沖田副会長 これによって呉市は何ぼもうかるんですか。

小笠原会長 何か、お答えできるデータがありますか。

沖田副会長 市長さん、いいです。こんな議論はやめましょう。

小笠原会長 はい。ありがとうございます。

確かに歳入増になることは間違いありませんが、この程度にさせていただきたいと思えます。

ほかに御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 それでは、本件はこの程度とさせていただいて、どうか制度の改正に伴うものでございますので、御理解を賜りたいと思えます。

そのほか何かございましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 それでは、時間もかなり経過いたしましたので、この程度で閉会とさせていただきたいと思えますが、閉会に当たりまして、中田委員からごあいさつをいただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

中田委員 それでは、閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、皆さん大変お忙しいところお集まりをいただきまして、また熱心に御論議をいただきまして、誠にありがとうございました。

積み残しがあつたのが少しぐらいはあろうかと思えますが、本日の協議会をもって大まかなところは一通り終わったわけでございます。これから細部にわたってのいろいろな議論があろうかと思えますが、大体大枠は見えてまいりました。これから細部にわたる点は、いろいろと皆さん方と協議をいたしながら、やはり基本的には町民にできるだけ喜ばれるような最終の結論を出すと、こういうことが私たちの任務だというふうに理解をいたしておりますので、今後ともひとつよろしく御協力のほどをお願いをいたします。どうもありがとうございました。

小笠原会長 どうもありがとうございました。

皆様、本日は長時間にわたって熱心に御協議をいただき、ほとんどすべての項目について御決定をいただいて、誠にありがとうございました。

公共料金のうち、保育料の点について蒲刈町の御要望により継続協議ということになりましたが、これについては公共料金全体を考えていただく中で御理解を賜りたいと思っておりますが、とにかく引き続いて協議をさせていただきたいと思えます。

さて、次の協議会でございますが、第7回の合同会議は3月25日木曜日午後1時30分から呉阪急ホテルへ会場を移しまして開催させていただきたいと存じますので、よろしくをお願いを申し上げます。

それでは、これをもちまして第6回合同会議を閉会といたします。どうも御苦労さまでございました。

午後 5時27分 閉 会

以上、呉市・音戸町合併協議会、呉市・倉橋町合併協議会、呉市・蒲刈町合併協議会、呉市・安浦町合併協議会、呉市・豊浜町合併協議会、呉市・豊町合併協議会第6回合同会議会議録の内容が正確であることを証明するためここに署名する。

会 長 小笠原 臣 也

委 員 岩 原 椋

委 員 新 谷 勝 利

委 員 宮 西 正 司

委 員 岡 本 智恵子

委 員 渡 邊 隆 司

委 員 伊 藤 圭 一

委 員 本 末 満